★オンライン申込みが可能か、こちらのフローチャートでご確認ください。

申し込もうとされているのは、広島市が運営する放課後児童クラブ（児童館等）ですか。

いいえ → 民間放課後児童クラブへの申込みは、本オンライン申込みには対応していないため、直接、各クラブへお申込みください。

はい

利用開始希望日の状況（利用要件）がどれに該当していますか。

就労のため
- 週４日以上又は月１６日以上、午後５時頃まで家庭にいない。
- 勤務の期間が利用期間より長い。短い場合は「更新予定あり」

※午後５時頃とは、通勤時間等を考慮して「勤務終了が午後４時以降」であること。
※夜勤明けの休日等において、休息が必要なために、午後５時頃まで児童を保育できない場合も日数に含みます。

必要書類

保護者がともに、左記の就労要件を満たしていることが確認できる在職証明書又は就労申立書を準備できる。

はい → **必要書類を準備してオンラインで申込みしてください。**

いいえ（申立書等が必要）

- 在職証明書又は就労申立書の準備が間に合わない。
- 在職証明書に記載されている育休期間より早く育児休業からの復帰予定であるなど、現在の在職証明書等では上記の利用要件を満たしていないが、利用開始希望日には満たす予定である。

疾病又は負傷の状態にあるか障害がある。 → 診断書又は介護保険被保険者証、身体障害者手帳等 → **必要書類を準備してオンラインで申込みしてください。**

出産予定日前８週間（多胎の場合１４週間）に当たる日から出産後８週間に当たる日までの間である。 → 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ） → **必要書類を準備してオンラインで申込みしてください。**

大学・専門学校等へ通学中である。 → 在学証明書又は入学予定が確認できる書類 → **必要書類を準備してオンラインで申込みしてください。**

疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護している。 → 介護者の申立書 要介護者の診断書等 → **利用を希望する放課後児童クラブへ、必要書類を準備して紙で申込みしてください。**

求職活動中であるなど、その他児童を保護できない特別の事由がある。 → 当該事由の確認できる書類又は申立書 → **利用を希望する放課後児童クラブへ、必要書類を準備して紙で申込みしてください。**

※保護者のどちらかが「紙で申込み」に該当する場合、オンライン申込みはご利用いただけません。